第４【関係法人の状況】
１【資産運用会社の概況】
⑴【名称、資本金の額及び事業の内容】⑸⑻
⑵【運用体制】⑸⑼
⑶【大株主の状況】⑹⑽
⑷【役員の状況】⑹⑴
⑸【事業の内容及び営業の概況】⑹⑵
２【その他の関係法人の概況】
⑴【名称、資本金の額及び事業の内容】⑹⑶
⑵【関係業務の概要】⑹⑷
⑶【資本関係】⑹⑸
第５【投資法人の経理状況】⑹⑹
１【財務諸表】
⑴【貸借対照表】⑹⑺
⑵【損益計算書】⑹⑻
⑶【投資主資本等変動計算書】⑹⑼
⑷【金銭の分配に係る計算書】⑺⑽
⑸【キャッシュ・フロー計算書】⑺⑴
⑹【注記表】⑺⑵
⑺【附属明細表】⑺⑶
２【投資法人の現況】⑺⑷
【純資産額計算書】平成　年　月　日
Ⅰ　資産総額
Ⅱ　負債総額
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）
Ⅳ　発行済数量
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）
第６【販売及び買戻しの実績】⑺⑸
第四部【その他】⑺⑹

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｄ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

ｅ　当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下ｅにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部　証券情報」に記載し、信用格付（法第２条第34項に規定する信用格付をいう。⑷ｂ及び⑮ｆにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⒀ｌに準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第５　投資法人の経理状況」の次に「第５の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

ｆ　この様式中「券面総額」は、振替投資法人債（社債等振替法第116条に規定する振替投資法人債をいう。⑷ａ及び㊷において同じ。）に係るものを含むものとする。

⑵　代表者の役職氏名

ａ　当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

ｂ　投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第１項に規定する設立企画人をいう。㊼において同じ。）全員の氏名又は名称を記載すること。

⑶　届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額

ａ　当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態（法第２条第１項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）、短期投資法人債券の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

ｂ　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

⑷　内国投資証券の形態等

ａ　記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口（社債等振替法第226条第１項に規定する振替投資口をいう。㊷において同じ。）、振替新投資口予約権（社債等振替法第247条の２に規定する振替新投資口予約権をいう。㊷において同じ。）又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。

ｂ　当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下ｂ及び⑮ｆにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

⑸　発行（売出）数

当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。